

平成 28 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）議事録

1 日 時 平成 29 年 1 月 27 日（金）.18：30～20：14

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出 席 阿部委員，大坂委員，市川委員，岩館委員，川村委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（清）委員，鈴木（直）委員，高羽委員，中村（祥）委員，松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席:桔梗委員，久保野委員，杉委員，中嶋委員

[事務局]奥山市長，岡崎健康福祉局次長，村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，只埜障害者総合支援センター主幹（所長代理），佐々木北部発達相談支援センター所長，矢本精神保健福祉総合センター管理係長（所長代理），中村南部発達相談支援センター所長，山田宮城総合支所保健福祉課長，伊藤若林区障害者支援係長（課長代理），伊藤秋保総合支所保健福祉課長，小幡企画係長，齋藤主幹兼サービス管理係長，古澤地域生活支援係長，高橋障害保健係長，天野施設支援係長，中川指導係長，太田主事，近藤（芳）主事，佐藤(千)主事，玉川主事

ほか傍聴者 7 名

4 内 容

（1）開 会

（2）諮 問

事 務 局 初めに，次期仙台市障害者保健福祉計画及び第 5 期仙台市障害福祉計画のあり方に関して，市長より諮問をさせていただきます。

阿部会長，奥山市長，前へお願いいたします。

市 長 仙台市障害者施策推進協議会会長阿部一彦様。諮問書。障害者基本法第 11 条第 6 項の規定に基づき，次期仙台市障害者保健福祉計画のあり方について諮問いたします。また，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 9 項の規定に基づき，第 5 期仙台市障害福祉計画のあり方について諮問いたします。仙台市長奥山恵美子。

どうぞ，ご審議のほど，よろしくお願いいたします。

事 務 局 ありがとうございます。

阿部会長，奥山市長，席へお戻りいただきますようお願いいたします。

（3）市長挨拶

市長 皆様、おばんでございます。

大変お寒い時期に、そしてまた、いろいろお仕事上でお疲れのところ、夜分に、こうして協議会のためにお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年になりますけれども、4月から私どものいわゆる障害者差別の解消条例を施行するまでには委員の皆様には、協議会として様々なご議論を重ねていただいたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。条例の施行を受けまして、私どもも一步一步そのような社会のありように向けて進んでいきたいということで、この1年工夫をしながら、庁内でも、また団体の皆様とも、共に進んでまいったというふうに思っております。

昨年は、非常にうれしい話としては、例えばパラリンピックにおけるたくさんの選手の方々の活躍、本市出身でいえば車椅子ラグビーの庄子選手の銅メダル獲得といったうれしいニュースもございました。一方では、相模原の事件に代表されるような大変心痛む、また想像だにしないような犯人の方の発言には、私も行政に携わる者の1人として、そのようなことを考える人が国民の中に今もって厳然といて、現実にもその考えを行動にまで移すということに、政治家として非常に危機感を持ったわけでございます。皆様も様々なことにお感じになったかと思うのですが、やはり小さなときの教育から初め、地域社会の中で、丁寧に1つずつ積み重ねていかなければいけない、と改めて私も肝に銘じたところでございます。

そのような中で、ただいま阿部会長に諮問申し上げましたが、計画の改定という時期を迎えてございます。

現計画は、震災直後につくり、進めていくということになりましたので、様々な面で復興を中心に進めながら、やはり私どもの防災・減災の取り組みの中でも、障害を持つ方への視点がまだまだ不十分だったということを私も実感いたしましたので、計画の実施の中でもなるべくその点について取り組みを充実させたいと思いながら進めてまいりました。

しかしながら、その課題は引き続き取り組んでいかなければなりませんし、また一方で条例によって求められている部分をさらに充実させていくという課題もございます。より多くの皆様が、平等の条件の中で、より社会参画を進めるとともに、心から納得して、ご自分の社会での居場所をこの仙台の街の中にお持ちいただけるために、今後ともどういった面で工夫、改善、そして施策を前に進めていくか、それらについてぜひ忌憚のないご意見を交わしていただきながらご提言をいただければと思っております。大変お忙しい中をご無理を申し上げるようなことになろうかとは思いますが、よろしくご審議のほどをお願いをいたしまして、私からの諮問に当たっての挨拶とお願いとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

（4）会長挨拶

会 長 　　ただいま奥山市長から諮問をいただきました。障害者の権利条約締結のための集中的な障害者制度改革を受けて、2014 年には条約が締結がされました。それを受けての私たちの計画ということになります。その条約の内容、そして制度改革の内容をしっかりと委員の皆様とともに確認し、照らし合わせて、仙台市らしい私たちの地域の特性を生かして、障害があっても暮らしやすい仙台市を皆様とともに考えながら取り組んでまいりたいと思います。

　　諮問いただいたことにしっかり応えていくことについて、皆様と確認するとともに、今日は第 4 回の障害者施策推進協議会になりますので、忌憚のない意見交換にとともに取り組んでまいりましょう。よろしくお願いいたします。

（5）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より諸橋委員の指名があり、承諾を得た。

（6）報 告

（1）平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の進捗について

会 長 　　それでは、お手元の次第 6 にあります報告に入ります。

（1）平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の進捗について事務局より説明願います。

事 務 局 　　障害企画課の高橋でございます。新年になってから初めての協議会となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋課長)

　　前回の協議会で実施についてご説明をいたしました基礎調査につきまして、アンケート調査と、委員の皆様にご協力をいただきまして実施をいたしましたヒアリング調査の進捗状況についてご説明をいたします。

　　資料 1 をご覧いただきたいと思います。

　　まず、1 のアンケートにつきましては、昨年 11 月 28 日から 12 月 26 日までの間に実施しております。

　　なお、視覚障害のある方 99 名の方につきましては、点字や音声コードによる通知の準備に時間がかかりましたので、12 月 14 日から 1 月 16 日までの間に実施しております。

　　調査票の配布数は（2）の表の通りでございます。数字の入った列の 2 列目が配布数になりますけれども、合計で 6,579 名の方に配布をしております。前回調査との比較は一番右側の列にございます。回答率につきましては、現在集計を進めているところでございます。次回の協議会でご報告をさせていただきたいと思っております。

（3）の視覚障害のある方への配慮につきましては、点字の添書や読み上げコードの作成を行いましたほか、テキストデータの提供や、担当職員が電話で調査票を読み上げて代筆をするというような対応をさせていただきました。

それから、ヒアリングの調査につきましては 12 月 7 日から 24 日までの間実施をいたしまして、委員の皆様にも大変お忙しいところ、ご協力、ご参加いただきましてありがとうございました。

（2）の表にございますとおり、合計 47 名の方に聴き取りを実施いたしました。

（3）今後の予定についてですが、12 月のヒアリング調査では主に障害当事者の方やご家族の方からお話をお伺いをいたしましたので、支援を行っている事業者の方など支援者の方へのヒアリング調査を 2 月の中旬に実施をさせていただくように準備を進めております。委員の皆様の日程についても、調整をお願いさせていただいているところでございますけれども、どうぞまたよろしく願いいたします。

ヒアリング先としては、主には児童に関するサービスを提供している児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどの事業者の方々、訪問をしてのサービスを提供している居宅介護、重度訪問介護サービスなどの事業所の方々、居住系のサービスを提供しているグループホーム、施設入所サービスなどの事業所の方々、通所系の就労や生活介護などのサービスを提供している事業所の方々にご協力をいただくように準備をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、12 月に実施したヒアリング調査につきましても次回まとめて報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

報告については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま、次第の 6 の報告（1）について事務局より説明がありました。

皆様からご意見やご質問、ご確認などがあればいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、報告については以上になります。

（7）議 事

（1）次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第 5 期「仙台市障害福祉計画」について

会 長 次に、7 の議事に入ります。

（1）次期仙台市障害者保健福祉計画及び第 5 期仙台市障害福祉計画について事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、本日の冒頭に奥山市長から計画のあり方について諮問をさせていただきましたが、私からは計画策定の趣旨や進め方などについて説明をさせていただきたいと思っております。

（高橋課長）

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

それでは、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

障害者の計画については、障害者基本法に基づく総合的な計画である仙台市障害者保健福祉計画、それから障害者総合支援法に基づいてサービスの見込み量やその見込み量を確保するための計画である仙台市障害福祉計画と二本立てになっておりますけれども、どちらの計画も平成 29 年度までの計画になっておりまして、平成 30 年度以降の計画について、その計画のあり方について皆様にご議論をいただきたいと思っております。

次に、策定の進め方については、まず、現在進めております基礎調査、アンケート調査と聴き取り調査などにより仙台市の障害保健福祉サービスの現状、意見や意識などを把握してまいります。

それから、特定のテーマについて集中的に検討するための部会を設置してはどうかと考えております。

また、施策推進協議会以外の障害者自立支援協議会や精神保健福祉審議会などの、障害の分野に関する他機関での議論についても計画に反映をさせていきたいと考えております。

さらに、仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づきまして、市民や団体の皆様からの意見の公募もしていきたいと考えております。

今後の主な策定スケジュールについては、まず 1 月の第 4 回協議会、本日の協議会でございますが、ここで計画の策定に係る諮問をさせていただきました。

そして、3 月の第 5 回協議会では、基礎調査、アンケートとヒアリングに関する内容についてのご報告と、それらを受けてどこに焦点を絞って検討していくかを定め、検討部会の設置についてお諮りしたいと考えております。

平成 29 年度には、5 月以降、全体会については年 5 回程度開催をしまして、検討部会については大体月 1 回程度、合計 4、5 回実施をして検討していきたいと考えております。

そして、検討部会については 10 月ごろに最終的なまとめを行い、11 月には中間案を取りまとめいただくことを考えております。

それに基づきまして、12 月以降パブリックコメントを募集しまして、2 月には答申をおまとめいただくということになります。協議会からいただいた答申をもとに、仙台市として計画を策定するというような流れで進めてまいりたいと考えております。

資料の裏側をご覧ください。2 つの計画の計画期間については、この表にあるとおりでございます。障害者保健福祉計画につきましては、現計画は平成 24 年度から平成 29 年度までとなっておりますが、新しい計画については平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間です。それから、第 5 期の障害福祉計画につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画にしたいと思っております。また、障害福祉計画については 3 年ごとに策定することとし、平成 32 年度については新しい第 6 期の計画の策定とあわせまして、障害者保健福祉計画の中間評価を行うことに

したいと考えております。

ただし、国の障害者制度改革の動向など、社会状況の変化に対応して、必要に応じて計画を見直しするというにしたいと思っております。

計画の位置づけについては、障害に関連する法令に基づくことはもちろんですが、仙台市の施策の基盤になっております仙台市基本構想、それから仙台市基本計画を踏まえながら、本市に関連する計画と連携しつつ、保健福祉を初めとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定してまいりたいと考えております。

策定の概要については以上でございます。

引き続き資料 3 をご覧ください。

計画の進捗状況のモニタリングについては、委員の皆様にご覧いただき、ご意見を頂戴してきているところでございますが、現行の障害者保健福祉計画、それから第 3 期、第 4 期仙台市障害福祉計画の主な枠組みと主要な事業を一覧表にして、概観できる形で整理したものが A 3 の縦の資料でございます。

現行の計画では基本方針を 5 つ掲げまして、施策を体系ごとに整理して実施してきたところでございます。その中でも特に重点的に取り組むべきものを 5 つ重点プロジェクトとして掲げ、特に重点的に取り組んでまいりました。

まず、震災からの復興施策の推進については、被災後間もなく、復旧が必要な施設などの対応も行いながら、震災後の心のケアや相談支援体制の強化・人材育成、そして災害時等における障害のある方への支援体制の充実と、2 つの大きな項目を掲げて取り組んでまいりました。

心のケアについては、被災された方々への心のケアに関する取り組みを重層的に実施してまいりました。さらに、心のケアに携わる支援者向けの研修についても取り組んでまいりました。

また、もう 1 つの柱である災害時における障害のある方への支援体制の充実については、震災前から実施しておりました災害時要援護者登録制度について見直しをしたことと、地域向けの手引き・資料の配布や福祉避難所における食料・飲料水の備蓄、非常用発電設備の設置なども行ってきたところでございます。

次に、障害児への支援の充実については、幼児期から青年期に至るまでの一貫した支援、就学前の療育体制の強化、そして放課後の居場所づくりと、3 つの柱を掲げて取り組んでまいりました。

幼児期から青年期に至るまでの一貫した支援については、特に南部アーチルが平成 24 年 1 月にオープンし、一貫した支援体制の一翼を担うことができました。

また、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービスなど、療育に携わる様々な事業所の整備促進についても取り組んでまいりました。

そして、重点プロジェクトの 3 つ目、就労支援体制の推進についても力を入れて取り組んでまいりました。ここでは 3 つ柱を掲げまして、就労の支援ネットワークによ

る職業能力の開発や就労継続支援、福祉的就労の充実、そして障害者雇用に係る企業への働きかけと、3つの柱で取り組んでまいりました。

ネットワークによる就労の継続的な支援については、障害者就労支援センターを核にしながら、様々な支援やセミナーの開催などに取り組んできたところがございます。

また、福祉的就労についても、ふれあい製品フェアをきっかけとしながら、事業所職員の方のスキルアップの場を設けることや、製品について販売をするような場を充実させることなどに取り組んでまいりました。

そして、企業への働きかけについても、関係機関と協力をしながらセミナーを開催することや、企業にもお邪魔して働きかけることなどに取り組んできたところがございます。

それから、4つ目の柱として、精神障害者への施策の充実を目指して、2つの項目に沿って取り組んでまいりました。具体的には、精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発、そして地域生活に向けた施策の充実を行ってまいりました。

普及啓発については、精神保健福祉ハンドブックの作成・配布を行うとともに、スピーカーズビューローという当事者の方々による啓発、自分の体験を話すことで障害理解につなげていくという活動を一緒に行ったところがございます。

また、地域生活に向けた施策の充実については、市立病院において身体合併症対応病床が稼働したことは非常に大きな成果であったと考えております。

最後に、重点プロジェクトの5つ目として、障害の重度化・多様化への対応の強化に取り組んでまいりました。

(1)には差別解消推進と記載がございますが、これは皆様にも2年間にわたりご議論をいただきました差別解消推進条例の制定により、大きな方向性が示されたと考えております。

また、(2)から(8)までに記載されている難病、小児慢性特定疾患、高次脳機能障害、中途視覚障害、医療的ケアが必要な方、重度障害、強度行動障害への対応など、多様化するとともに、重度化している障害に対応して様々な施策に取り組んだところがございます。

この点については、特に難病見舞金の見直しについても、協議会の皆様にご意見を頂戴しながら進めまして、難病の方の施策の充実を初め、新たな施策を展開し、手厚く事業を実施してまいりました。

以上が、現行の計画で主に取り組んできたことのご紹介でございます。

次に、資料4をご準備いただきたいと思います。資料4をご覧になる際に、参考資料の1もあわせてご覧ください。

ここからは障害福祉計画、そして障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、国の動きをご紹介してまいりたいと思います。

最近の主な動きとしては、障害者総合支援法、児童福祉法が、平成30年4月1日を目指して改正されました。その中で、新しく盛り込まれた事業に、自立生活援

助というものがございます。これはひとり暮らしを希望する障害のある方に対して、定期的に利用者の居宅を訪問して、日常生活の確認や相談事に乗るようなサービスになります。またこれは、定期的な援助だけではなくて随時の対応も行うことを想定しております。ひとり暮らしをする障害のある方に対して、柔軟な支援をできるようにするためのサービスとして、法改正に盛り込まれています。

それから、もう一つ、就労定着支援という事業が創設される予定です。これは、就労をした障害のある方の生活面や職場の課題などについて、就職した後も総合的に支えることを目的としたサービスでございます。

また、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用についてご説明いたします。ある方が 65 歳以上になったとき、介護保険法に該当するサービスがある場合は、基本的には介護保険に移行していくことになっているのですが、障害のサービス独自のものについては、障害のサービスも引き続き利用できるように運用しているところがございます。しかし、介護保険の利用となった場合には、基本的には利用者負担が求められますので、障害福祉サービスを長く使ってきた方が、スムーズに、負担なく介護保険に移行できるように、利用者負担の軽減に関する新たな制度を設けるようとして盛り込まれた内容でございます。

さらに、今回の改正では障害児に関する計画の策定についても盛り込まれております。この内容についても、参考資料 1 に障害児のサービス提供体制の計画的な構築として説明されております。

そして、医療的ケアを要する重度障害の障害児に対する支援の充実についても盛り込まれております。

次に、計画を策定していく上で概観の洗い出しを行った障害者部会における報告書では、例えば、精神障害者の長期在院者の数の削減目標（この目標は県が計画の中に盛り込むものとなりますが）について、障害福祉サービスのニーズの見込み量に反映させる方法を提示すべきではないかというようなご意見や、障害福祉計画と介護保険事業の計画は調和をとれるように検討すべきではないかというご意見や、障害児支援のサービスの必要の見込み等について計画に掲載すべきではないかというご意見が出ておりました。

資料をおめくりください。相談支援の向上に向けた検討会という会が国では行われておりまして、相談支援専門員の資質の向上や、基幹相談支援センターの設置の促進を図るべきだというようなご意見が盛り込まれました。

また、これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会という会も行われておりまして、特に精神障害のある方を地域で支える仕組みが必要だというようなことがご意見として出されております。

それから、発達障害者支援法の一部を改正する法律も平成 28 年 8 月 1 日に施行しておりますが、地域で支えるための発達障害者支援地域協議会の設置や、センターによる支援に関する配慮ということが盛り込まれています。

続いて、先ほど奥山市長のご挨拶にもございましたが、障害者差別解消法も平成

28 年 4 月 1 日に施行をしたところでございます。

そして、成年後見制度利用促進法も平成 28 年 5 月 13 日に施行をしまして、国の中に成年後見利用促進委員会を設置し、国として成年後見制度に計画的に取り組むための計画をつくるのが法律の中に位置づけられたところです。市町村については国の基本計画を踏まえて施策を展開していくことが盛り込まれております。

最後に、これは国全体の話になりますが、ニッポン一億総活躍プランがこの間出されまして、障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援が必要であることがその議論の中で取り上げられています。

この間、障害者権利条約の締結が大きな契機になりまして、様々な障害者に関する法律の改正や、新しい施策の打ち出しがなされました。

現在、国の社会保障審議会の障害者部会では、自治体が障害者基本計画を策定する際に、国が基本指針を出すことになっておりますけれども、その検討を今進めているところでございます。その中では、地域における生活の維持や継続の推進が大事だということや、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築をしていくことが大事だということ、就労定着に向けた支援を盛り込むこと、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が必要であること、障害のある方だけではなく、高齢者や児童なども含めて地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要ではないかというような議論が行われています。また、発達障害者支援の一層の充実が必要だというようなことが、社会保障審議会障害者部会では議論されています。

資料をめくってください。現行の指針としては、4つの目標値を計画に盛り込むことになっておりますが、次の指針においては精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の整備、それから障害児支援の提供体制の整備ということを新たに盛り込むべきではないかと、現在議論がされております。恐らく年度明けごろに指針については整備されるのではないかと考えております。

また、今日資料は出しておりませんが、阿部先生が委員で参加されている、内閣府で設置している障害者政策委員会でも、障害のある方についての基本的な計画となる障害者基本計画のあり方について議論が始まったと伺っているところでございます。

以上が主に国の動きについてのご説明でございました。

さらに、少し説明が長くなってしまって恐縮ですが、資料 5 に移らせていただきます。資料 5 は仙台市の障害のある方を取り巻く現状についてデータをまとめたものですので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

表紙をおめくりください。

1 は障害者手帳所持者の推移でございます。平成 27 年度末時点の総数は約 4 万 8,000 人でして、人口比率では 4.5% になっております。平成 18 年度と比べますと年の増加率は 2.8% になっております。

それから、下のグラフは予算の推移でございます。平成 18 年度予算と比べます

と平成 28 年度予算は大体 109 億円増えている状況です。

それから、指定を受けているサービス事業所の数でございます。平成 19 年 4 月時点の数と比べますと、平成 28 年 4 月ではおよそ倍になっています。その内訳が下の表にあるものでございます。ただ、指定を受けていても実際にサービス提供ができていくかどうかという、なかなか難しい面もあるというふうに伺っております。

またページをめくっていただきたいと思います。

次は、障害児の通所支援事業所の数の推移でございます。平成 19 年 4 月の時点では 24 カ所でしたが、平成 28 年 4 月には 105 カ所が指定を受けています。内訳については、下の表のとおりでございます。放課後等デイサービスの数が非常に増えております。

それから、右のページに移っていただきまして、今度は定員数の伸びをグラフにしております。平成 19 年 4 月と平成 28 年 4 月の状態を比べますとおよそ 3,500 人分増えています。サービスごとの内訳について、下の表にお示しをしております。特に、生活介護、共同生活援助、グループホームが、増えてきています。また、就労に関する支援である就労移行支援、継続支援 A 型、継続支援 B 型、の伸びも非常に大きいものになっております。

ページをめくっていただきたいと思います。

次は、障害児通所支援事業所の定員数の伸びでございます。平成 19 年 4 月時点では 288 人でしたが、平成 28 年 4 月ではプラス 904 人の 1,192 人となっています。また、サービスごとの内訳は下の表にお示しをしております。

次のページは、障害福祉サービスの利用者の数の伸びについてですが、平成 18 年度に 3,450 人だったものが、平成 27 年度には 8,883 人となり、倍以上増えている状況にあります。

ページをめくってください。この折れ線グラフは、サービスの支給決定を受けている方の数のグラフでございます。大体 20 歳から 64 歳ごろまでの方が多い状況です。折れ線グラフの下のグラフは障害の種別の内訳でございます。サービスの支給決定を受けている方の半数以上は、知的障害のある方となっております。

また、おひとり当たり、サービスの数をどのくらいご利用なさっているのかを整理したものが隣のページの支給決定者数の円グラフです。1 の方が 53.4%、2 の方が 38.3%、3 の人が 65 人で 7.9%、4 の方が 30 人で 0.4%となっています。平均すると支給決定を受けているサービスの数は大体 1.55 でして、1 つ半ぐらいは支給決定を受けていることになります。

サービス種類ごとの支給決定者数について示したものがその下の円グラフでございます。居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援 B 型の支給決定を受けている方が多いというような結果が出ております。

また 1 枚めくっていただきまして、次は 65 歳以上の方の状況はどうなっているのかグラフに示しております。先ほど全体的なサービス支給決定者の数をみたところ

ろ、知的障害のある方が半分以上を占めておりましたが、65 歳以上については身体障害のみという方が 57.6%と半分以上になっており、身体障害のある方の比率が非常に高くなっております。

その下のグラフはサービスの支給決定数でございます。平均すると 1.4 になっております。

それから、どのような種類のサービスの支給決定を受けているのかにつきましては、65 歳以上では同行援護が 18.1%、施設入所支援が 15.1%、生活介護が 21.1%、共同生活援助が 11.4%という状況になっています。

その中でも、特に身体障害のある方を抽出して、どのようなサービスの支給決定を受けているのかを示したものが下のグラフでございます。65 歳以上で身体障害のある方は同行援護が 30%、施設入所支援が 15%と、このようなサービスが大きくなっております。

またページをめくっていただきまして、日常生活用具と補装具の給付件数の推移についてご説明いたします。どちらも増加傾向にございますが、特に排泄管理支援用具が非常に大きな数を占めております。これは、直腸がんなどでストーマを設けた方がパウチについて支給を受けていることが主な増加の要因です。

日常生活用具と補装具それぞれの年度ごとの推移についてもグラフでご覧ください。

私からは、まず計画の諮問について、それから現在の計画で取り組んだ主な内容について、そして現在障害者の計画に関わる国の動き、最後に仙台市の障害のある方を取り巻く現状に関するデータについてご紹介をさせていただきました。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、次第の 7 の議事について説明がありました。先ほどの話のように、障害福祉計画、つまりサービスの量等に関することについては、厚生労働省における社会保障審議会の障害者部会において基本指針の検討が行われております。また、平成 30 年度からの 5 年計画の障害者保健福祉計画については、内閣府で障害者基本計画の策定がこれから行われるという背景などについても話していただきました。

さて、ただいまの事務局の説明がありました内容に関しまして皆様からご意見、ご質問、ご確認などいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

白江委員、お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江と申します。よろしくお願いたします。

3 点あります。

1 点目は、検討部会の設置が 3 月に予定されていますが、どのようなテーマをご検討されているのでしょうか。それから、施策推進協議会の中に部会は設置される

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

ことになると思うのですが、協議会と部会とのやりとりはどのようなスケジュールで考えているのでしょうか。

2つ目は、これは私の勉強不足で申し訳ありませんが、資料3の重点プロジェクト4に、市立病院における身体合併症対応病床が稼働したというご説明がありましたが、具体的にどういったことが行われているのかをもう少し教えていただければと思っております。

最後に、これは今に始まった話ではありませんが、例えば医療であれ高齢であれ児童であれ教育であれ就労であれ、施策推進協議会での協議と、それぞれの部局での協議との総合性や調整を、どのような体制でとっていく予定なのかについて教えていただければと思います。

会 長 ありがとうございます。では、3点につきまして事務局、お願いします。

事務局 ありがとうございます。

(高橋課長) まず1点目の部会について、テーマをどのようにするかという点については、現在検討中でして、今日の協議会の中でもぜひご意見をいただきたいと思っております。基本的には、現行計画で大事だと掲げたものについて大きく変わるものではないのではないかと考えてはおります。国の指針ですと、例えば地域生活に関わる支援であるとか、就労への支援、それから障害児の支援という内容も盛り込まれておりますが、子どものころからのライフステージに応じた支援のあり方を整えていく点について、国の議論の中でも大きな課題になっていると感じております。まだどのような部会を設置すべきかについては煮詰まってはおりませんが、私たちの施策の進め方の状況と、国における議論などを踏まえながら検討していくことになるのではないかと考えております。

それから、協議会と部会のやりとりに関するスケジュールの詳細については、次回お示しをしたいと思っております。これは私の考えですが、計画ができた後に突然ご提示するのではなく、途中経過なども報告しながら議論が深められるといいのではないかと考えております。

また、他の部局との協議、調整の体制については、これは前回の計画策定時にも同様だったと思いますが、特に子どもに関わるような内容については、子育ての担当部局や教育委員会などにも協力をもらって、今後どのようにしていくのかというような議論を深めたと聞いております。今回も、他の部局と連携して取り組むべきものについては、部会の中への参加や、個別に協議をする場を設けるといったようなこともあるのではないかと考えております。

それから、2つ目の市立病院については、支援課長からご説明いたします。

事務局 支援課の小野です。よろしく願いいたします。

(小野課長) 市立病院を新しく開院して以降、病床としては50床ですが、精神保健指定医の

確保が必要になるなど、まだ体制が十分に整っていない中で、大学病院にもご協力をいただきながら体制整備を進めているところです。そのような状況の中で、精神科単科の病院ですとなかなか身体合併症を持っていらっしゃる方の治療が難しいので、そのような方を中心に市立病院で受け入れているということでございます。

会 長 よろしいでしょうか。

さて先ほど、特定のテーマについて集中的に検討するための作業部会について、事務局としての現在の考え方も示されましたし、委員の皆様からもテーマについてご意見をいただきたいという話もありましたが、皆様より何かございますか。後からご意見をいただくこともあろうかとは思いますが、今何かありましたらご発言いただければと思います。

それでは目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

資料 3 の 2 番目「障害児の支援の充実」についての、3 番目「放課後の居場所づくり」に関して、主な事業に放課後等デイサービスの設置促進、利用人数の増と示されており、課題・新たな視点として、療育の質と量のさらなる向上と記載されていますが、具体的に質を高めるためにどのような取組みをする予定なのかを聞かせてください。

それから、5 番目の「障害の重度化・多様化への対応の強化」に関して、8 番目の主な事業に強度行動障害の先進地視察と支援者研修会と示されていますが、先進地というのはどこを目指していらっしゃるのでしょうか。また、支援者研修会というのは具体的にどのようなことを計画されているのでしょうか。

会 長 ありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

事務局 放課後デイサービスの部分につきましては、量的な充足は進んではきておりますが、まだ利用希望者の方のほうが多く、一部利用制限をかけさせていただいております。一方で、事業者数が非常に増えている状況で、質の担保も課題になっており、国がガイドラインを出しておりますので、まずは事業所の状況の確認を行い、同時に、国で検討されている質の担保についての協議の動向を注視しながら、今後さらなる質の向上に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、強度行動障害については、現在グループホームについても検討はしておりますが、まだ具体的にはお示しできていないところです。

会 長 目黒委員、いかがでしょうか。

目黒委員 まだあまり言えないということですね。

会 長 よろしいですか。ありがとうございました。
ではお願いいたします，黒瀧委員。

黒瀧委員 NPO法人みどり会の黒瀧と申します。

白江委員から発言がありました市立病院の件ですが，いろいろと分かりにくいところがたくさんありまして，具体的にご説明をお願いしたいと思います。

また，資料 4 の 6 ページには，精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築と記載されています。地域包括支援センターの方々からよく聞くこととしては，皆さん困っていることは，老人の認知が少し進んだ方と，精神疾患の区別がつかず，対応に困るということです。地域包括支援センターの方々からは，研修会は行っているということは聞きますが，老人の方に対しての取り組みが非常に忙しく，精神障害のある方に対しての取り組みが疎かになっていると感じますので，その点を強化していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。
2 点につきまして事務局，お願いいたします。

事 務 局 市立病院についての具体的な説明というのは，どのような点についてでしょうか。
(小野課長)

黒瀧委員 病院が開院していることは分かっていますが，どのぐらいの方が入院なさっているのかということをお教えいただければと思います。私たちの家族会では，親がくも膜下出血などでダウンしてしまう一方で，当事者の方たちの病気も重症化している方が多くなっています。家族が手に負えないけれども，どこにも預けようがない場合があります。入院しても入院期間は決まっていますので，退院するとまた対応に困ることになり，親のほうが疲弊しています。親も高齢化していますので，体力的な衰えもあります。そのようなことを考えますと，市立病院の状況はどうなっているのか疑問でした。

事 務 局 市立病院の現在の体制としては，外来は稼働していない状況でございます，入院患者の人数は，今年度は，12 月末までで 88 名の方だったかと思えます。そのほかにも，例えば内科に入院されている方など病院内部の他の病棟にいらっしゃる方に対して，精神科医の治療や支援を並行して行っているところでございます。

退院した後のつなぎ先というところでもご紹介をさせていただいたり，かかりつけ医の先生の病院と連携をして対応させていただいたりしているところでございまして，精神科の単科の病院からは，受け入れについて市立病院があつて助かつ

ているというご意見はいただいております。

それから、認知症の方の対応については、介護予防推進室で対応をしております。拠点の病院の指定は確か 4 カ所だったかと思います。あわせて、普及啓発の観点から、地域包括支援センターなどの支援機関の方も含んだ研修や、サロンのようなカフェなど、諸々の取り組みを行っているところでございます。

黒瀧委員 ありがとうございました。

会 長 諸橋委員，お願いします。

諸橋委員 話は少し変わりますが、タベ、私のところに親父が脳梗塞で倒れているという SOS の電話がありました。恐らく、そのような事態がこれからたくさん出てくるのではないのでしょうか。障害保健福祉計画の終期は平成 35 年度ですが、そのころにはもう私自身が介護保険の利用者になっているかもしれないと考えると、本当に不安な社会の状態で、厚生労働省で討議していることが果たして解決になるのかと思ってしまう。

自分たちがどのような社会のイメージをつくって、保健福祉計画に落とし込んでいくのかということは、市役所の問題ではなくて我々の問題なので、もう 1 回共通認識を得るようなレクチャーの場をつくってほしいと思います。

恐らく誰も答えを持っていません。個々の計画は本当に自分でつくらなければならないので、社会のイメージを学んで、実態を学んで、学んだことを出し合う場として計画をつくっていかないと答えが見えてこないと思います。

数値目標として幾ら設定しても、内容をつくっていくというのは障害福祉に関わる我々ではないのでしょうか。例えば、これからは就労継続の課題は、社会福祉協議会の仕事や生活就労支援センターの仕事だと言われていますが、現在のままではとても担い切れません。どのような地域をつくっていくのかを、この計画に落とし込んで形にしていくのは、実は市役所の方ではなく、私たちだと思います。

それから、もう極端なことを言えば、質問というよりは一緒につくり上げるような計画にしていきましょう。そのための共通認識を得る場を、阿部先生なり大坂先生に、レクチャーしてほしいと提案させていただきます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

今、国が議論をしているところですが、この施策推進協議会の中でも、それぞれの課題や内容を深めて勉強会などとしたほうがいいということですね。

諸橋委員 そうしなければ、まとまっていけないのではないのでしょうか。私が年とってきたということもありますが、よほどの危機感を持った取り組みをしないとめっちゃくちゃになっていくのではないのかという思いがあります。

会 長 大事なご指摘だと思います。勉強会を行う時は、どのような内容にするかという中身についても、委員の皆様からご提案があるとよいですね。お互いに委員同士で学び合う仕組みをしっかりとつくっていくべきだと、今の発言から思ったところです。ありがとうございました。

先ほどの黒瀧委員の質問に関してはよろしいですか。精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージはよろしいでしょうか。

黒瀧委員 先輩の方たちが仕事をする際に、非常に苦労しているということをよく耳にします。どこまでが認知症で、どこまでが精神の病なのか、全然わからなくて困ることについて、研修をやっていらっしゃると思いますが、いろいろな方に勉強してほしいというのが私の気持ちでございます。よろしくをお願いします。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの件について事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 認知症に関する対策については、現在、事業者の方も中心になっていただきながら検討を進めているところでございます。例えば、地域で認知症カフェを行うなど、地域の方にご協力をいただきながら、地域に住む認知症の方がそこに通ってきて一緒に交流をしたりするといったようなことも各地で取り組まれてきています。

それから、認知症サポーターの研修の事業といったものについても、地域の方や事業者の方、家族などを対象にして取り組まれてきておりますので、いろいろなそういう場はつくられてきているのかなと思います。

でも、実際そういう症状のある方と対面したときに精神科のお医者さんでもありませんので、非常に戸惑う場面が多いのだということをおっしゃるということ、黒瀧委員に多分包括の方々はおっしゃるのではないかというふうに思いますけれども、認知症については今いろいろな多様な取り組みがされてきているというふうに思います。

会 長 黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 認知症については地域包括支援センターの方はとても勉強されていると思いますが、精神疾患についてはいかがでしょうか。家族が精神疾患の方を隠してしまって、家族会でも把握ができず、最終的に地域生活支援センターの方が困ることがあります。地域包括支援センターの方々は精神疾患に関しての勉強も一生懸命やっています。研修をやっていらっしゃると思いますが、どの程度か疑問に思っています。

会 長 事務局、お願いします。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

事務局
（小野課長） 黒瀧委員からのお話は、資料 4 に基づいているかと思いますが、地域包括支援センターは基本的には高齢者の施策でして、介護保険のサービス提供などが主だった役割であったかと思います。最近、精神疾患の方たちも相談に見える方が多くなっていることでもありますので、これからの計画策定に当たって、どのようなあり方が望まれるのかを国の指針も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

黒瀧委員 ご説明ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。
仙台市の調査や集中的な作業部会での議論も踏まえて考えていくということになりますね。時間的には、検討の時間はあるのでしょうか。

事務局
（村上部長） 事務局の村上です。
先ほど白江委員から、具体的にどのような部会を設置して、どのような検討をしていくのかについて、先ほど障害企画課長から、委員の皆様でご議論あるいはご意見いただければとお話しさせていただきましたが、本日この場でこれをやったらいいのではないかと、あれをやったらいいのではないかとのご意見は出づらいかと思います。

この協議会が終わった後に、委員の皆様からファクシミリやメールでご意見いただければと思います。また、現在基礎調査の集計作業を行っておりますので、基礎調査の集計結果や事業者のヒアリングなどで見えてきた課題について、3月に予定している第5回協議会の中で、事務局としては叩き台のテーマを設定し、その場でもご議論いただきながら方向性の整理をしていきたいと思っております。

会長 ありがとうございました。これからの先の見通しについて話していただきました。そのほか、市川委員、お願いいたします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。
作業部会については、非常に重要なことだと思っております。しかし、私は前回の計画策定時に関わっていなかったもので、作業部会のあり方がよく分かりません。今事務局のほうから提案されている作業部会というのは、委員がテーマごとに分担して議論するということなんでしょうか。それとも、専門委員も含めて議論することでしょうか。それから、資料では部会のことを検討部会と呼んでいますが、これは作業部会と同一のものでしょうか。

会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

事務局
(高橋課長) まず、作業部会の委員のイメージとしては、前回と同じように協議会の委員の皆様に加えて、外部の専門の方と入っていただくのがいいのではないかと今は考えています。

それから、検討部会と作業部会と、文言が整理されておりましたが、申し訳ございませんが、これらは同じものです。

会長 ありがとうございます。作業部会については、委員の皆様と専門有識の方と一緒に議論することがいいのではないかと事務局が考えていることについても、今後の議論になるかと思えます。

市川委員、よろしいでしょうか。

市川委員 はい。

会長 ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。中村委員、お願いいたします。

中村委員 委員の中村と申します。

テーマ設定のときに、どのように連携した形でテーマ設定をするか考える必要があると思えます。例えば、就労移行支援においては、自己受容や身辺自立ができていない方を、2年で一般就労に結びつけることはとても難しいということが少し分かってきました。

その場合、B型という受け皿もありますが、身辺自立の必要性についても、学校教育や家庭教育というライフステージの中で行うことができれば、就労移行の2年間で一般就労を果たせる方も多く出るようになるかと思えます。

障害者支援の施策だけではなくて、学校教育と家族を巻き込んだという形、長期の見通しを持った連携が必要で、それは部会で話し合うことになるのではないのでしょうか。

また、国は障害者も納税者になることの推進をしております、それはとても賛成なのですが、就労することが脅迫観念のようになってしまわないかとも思えます。一般の就労をすることが、とてもその人に合っていないという場合もあるかと思えます。例えば、一般の就労に合わないスペクトラムの方たちが、生活介護というようなゆったりした中で、個別の特長を生かした生活を送っていくことも選択肢にあったらなと思えます。

しかし、スペクトラムの方は支援区分に該当しないことが多い。その場合、どうしたらいいのかという新たな問題に対して、検討の余地や、地方としてどのような制度をつくるべきなのかは、部会で話し合うことではないかと思えます。制度に該当しない現状について、今後どこを目指していくかなどについては、部会において、次の形へとつながるように議論していくべきではないかと思えます。

会 長 ただいまのお話は、作業部会をつくったときの論点の中身についてのご提案ですね。

中 村 委 員 はい。作業部会をどのような切り口でつくるのかわからなかったのも、他分野と連携した形でつくっていかねばできないこともあると思いましたので申し上げました。

会 長 大事なご指摘だと思います。また、委員の構成に関しましてもいろいろな議論が必要ですね。

そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。松本委員、お願いします。

何人かの委員の方々にお話していただいてから、事務局に整理というか、話をしてもらいたいと思います。

松 本 委 員 仙台つるがや福祉会の松本と申します。私は知的障害者のほうの就労支援と生活介護の事業所、そしてグループホームをやっております。

今回資料 4 のほうで最後のページに国の指針が出ておまして、次期指針として、③の障害者の重度化・高齢化、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等の整備ということが挙げられております。私の現場でもその親亡き後についてはどの親御さんも不安に思っているところですし、利用している方たちの高齢化傾向というのが明らかになってきております。恐らく歴史のある事業所さんは皆さん同じ課題を持っていらっしゃるのではないかと思います。資料 3 の重点プロジェクトでもそのような高齢化の問題は取り上げられていなかったようですので、次回の検討部会にはぜひテーマに入れていただきたいと思っております。

知的障害の場合は、普通の方よりも認知症の発症が早いというデータがあるようです。特に知的障害の中でも、ダウン症の方の認知症の発症が早く、発症率もダウン症の方が多いという研究もあると聞きますし、仙台市の知的障害の方も同じような傾向を持っているのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

会 長 大事なご指摘ありがとうございました。

ほかに、何かありますでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐 々 木 委 員 七夕の佐々木です。

地域包括的なシステムや共生社会について、私の気づいたところをお話したいと思うのですが、私の日々の仕事の中で、例えば精神疾患をお持ちの方の就労支援をするというときに、現行の就労支援施設が飽和状態で、実は生活困窮の総合相談窓口のほうに流れているという実態があります。高齢者の方でないけれども、地域包括に相談に行くこともあります。いろいろなところに新たな相談窓口ができると、

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

なんとかしてほしいという思いでご家族や当事者の方が新たな相談窓口を求めて行っているような現状があるように思います。

ですので、部会をつくる際には、障害福祉だけに関わらず、様々な分野の方にも入っていただくことがいいのではないかと思います。横断的なサポート体制が必要であり、障害福祉という分野だけではもうサポートし切れないのではないかと思いますので、いろいろな分野の方にもご参加いただいて、現状がどうなのか、どのように連携をしてサポートしていけばいいのかを話し合えたらいいと思います。

会 長 ありがとうございます。課題、論点について、3人の委員の皆様からお話しいただきました。

そのほか委員の皆様からありますでしょうか。白江委員、お願いします。

白 江 委 員 難病相談支援センターの白江です。

先ほどの諸橋委員のご指摘は、私も非常に重要だと思っております。今、地域包括という言葉が何度か出ておりますが、これ1つとっても共通言語になっていないところが多々あると思います。建設的な議論を進めていくためにも、やはり、市民も交えた共通の考える場をつくっていく必要があるのではないかと思います。検討部会も非常に重要ですが、その前段としての、共通認識の場をつくっていくこともぜひ考えてほしいと思います。

会 長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、4人の皆様から大事な課題などについてお話しいただきました。これから次回の協議会でまた議論はしていきますが、何か今の時点でご発言がありましたら事務局よりお願いします。

事 務 局 ありがとうございました。いただいた意見はそれぞれ非常に示唆に富んでいて、まさに今課題になっていることだと思っております。

(高橋課長)

共通認識を持てるような場、レクチャーするような場が欲しいということについては、ぜひ阿部先生、大坂先生にご協力いただいてその場が設定できたらいいのではないかと思います。

それから、市民も交えた議論の場については、ココロンカフェを継続して行っておりますので、そのような場も使いご意見をいただきながら、進めていければいいのではないかと考えておりました。

会 長 ありがとうございます。

今それぞれの委員の皆様がヒアリングをされていますし、私も中村委員と地域の方々に対してヒアリングをしました。地域福祉に関わるの方々、地区社協の方々、民

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

生児童委員の方々にお話を伺ったところ、障害領域についてはなかなかわからないことがあるので共通の理解をしたいというお話がありました。これはとても大事なことだと思います。

また、共通の理解については、たまたま大坂先生と私の名前が挙がりましたが、様々な領域の皆様がこの施策推進協議会を構成していますので、互いに学び合うということが、とても大事ではないのかと思いました。共通の基盤に立った上で、それぞれの立場から施策について検討していくことはとても大事なことだと思います。ありがとうございました。

そのほか委員の皆様、何かございますか。市川委員、お願いします。

市川委員 資料 2 についてまたお伺いします。

資料 2 の 2 の策定の進め方の最初に、障害者に対する意識等を把握すると書かれています。現在、アンケート調査や聴き取り調査を行っていますが、これは例えば障害者差別解消法に関連したようなことをお聞きしたいのか、それとも例えば一般の人たちが障害者に対してどういう意識を持っているかということ把握したいのか、どちらでしょうか。

両方の意味にとれそうな文章だと思います。当事者を対象にするのか、それとももっと障害者に対して一般の人たちがどう思っているかということ想定されているのか、事務局のお考えをお聞かせいただきたいと思いました。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 基礎調査につきましては、アンケート調査の中で差別解消や障害のある方への支援に関する問いをつくっております。障害者のご本人や家族にもお聞きしますし、無作為で抽出した、一般市民の方に対してもアンケートを実施しております。「意識を把握する」と記載されていると、これから把握するように思っていますが、現在のアンケートの中で皆さんにお聞きしている内容全体が意識を把握するということを意味しています。

会 長 よろしいでしょうか。3 月 23 日の第 5 回協議会には、調査結果が出てくるのでしょうか。

事務局 (高橋課長) どこまで結果を報告できるかについては具体的には難しいですが、その時点でまとまっているものについてご紹介することになると思います。

会 長 次回はアンケートとヒアリングの結果について、しっかり検討していくということになるかと思いますが。ありがとうございました。

また、随時国の動きも皆様と共有しながら取り組んでいくこととなりますよね。

確かに基本指針のポイントは出したけれども、その議論は十分ではないところもあるかもしれません。障害者保健福祉計画に関する国の議論については、これからの部分もありますし、そのような推移や動向を、できるだけ早いうちに皆様と共有する仕組みを作ってやりましょう。

ただし、仙台らしさという地域の特性も大事ではないかと思います。

そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この次第の 7 の議事について、今日の議論はこの辺でよろしいでしょうか。

いろいろな課題が残りましたがけれども、では、次に移らせていただきます。

（8）その他

会 長 次は 8 のその他とありますけれども、委員の皆様からこの点に関して何かございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは少し私からお話しさせていただきます。皆様ご存じの方もいらっしゃると思いますが、先日、国土交通省のバリアフリーの事業者表彰がありまして、全国で 4 つが表彰されましたが、そのうちの 2 つはどちらも仙台の障害者福祉に関係することでした。

1 つは仙台市が表彰を受けた減災・防災についてでして、障害のある方にも配慮した津波避難タワーの取り組みでした。もう 1 つは、誰でも使いやすい視点で作られた地下鉄東西線です。両方とも、当事者の視点を踏まえて仙台市が取り組んだことです。私が出ていた国交省の会議では、仙台市は障害者福祉に力を入れていてすごいと言われました。これからも、障害者福祉を皆様と議論をしていく中で、また評価の高いものを作っていければいいのではないかと思います。

そのほか皆様よろしいでしょうか。それでは、事務局よりお願いします。

事 務 局 それでは、会長、議事進行ありがとうございました。

最後に事務的な連絡を申し上げたいと思います。

本日の議事に関しまして追加のご意見などございましたら、お手元のご意見票がございましたら、2 月 10 日金曜日までにファックスやメールなどで事務局宛てご送付いただきますようお願い申し上げます。

また、本日の議事録につきましては事務局にて案を作成した上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきましてご返送いただければと考えております。これに基づき事務局が修正作業をいたしまして、議事録として決定するとさせていただきたいと思います。

（9）閉 会

事 務 局 それでは、以上をもちまして平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会第 4 回を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたってのご議論ありがとうございました。

署名人

諸橋 悟

